

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報

を 部購読したいので、購読料金を 円を添えて申

し込みます

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日または、
当分の翌日)

告示 教育職員の免許状の授与
計量器の定期検査
解除予定の保安林にする旨の通知

告示

鳥取県告示第百二十二号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年三月十一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地
幼稚園教諭二級普通免許状 昭四〇幼二普第五号 村上 菊子 鳥取県

鳥取県告示第百十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規定に基づき、鳥

取市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	検査時間	検査場所
四月十一日 午前 十時	午後 三時	鳥取市農業協同組合面影支所
四月十二日		津ノ井小学校
四月十三日 午前 九時三十分	午後 三時	米里地区公民館
四月十四日 午前 九時三十分	午後 三時	美保小学校
四月十五日 午前 九時三十分	午後 三時	倉田農業協同組合
四月十八日 午前 九時三十分	午後 三時	神戸地区上砂見公民館
四月十八日 午前 九時三十分	午後 三時	美穂農業協同組合
四月十八日 午前 九時三十分	午後 三時	大和地区公民館
四月十八日 午前 九時三十分	午後 三時	東郷小学校
四月十九日 午前 九時三十分	午後 三時	六正地区公民館
四月十九日 午前 九時三十分	午後 三時	明治小学校
四月二十日 午前 九時三十分	午後 三時	鳥取市農業協同組合豊実支所
四月二十日 午前 九時三十分	午後 三時	松保地区公民館
四月二十日 午後 三時		吉岡地区公民館

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読を希望される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部月極め300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

二十一日	午前十一時三十分から	鳥取市農業協同組合大郷支所
"	午後三時	鳥取市農業協同組合末恒支所
二十二日	午前九時三十分から	賀露地区公民館
"	午後三時	賀露地区公民館
二十五日	午前十時から	湖山地区公民館
"	午後三時	湖山地区公民館
二十六日	午前	城北小学校

鳥取県告示第百十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町大字下阿毘羅字下鉦谷日向山一七四一一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報
を 部購読したいので、購読料金を 円を添えて申
し込みます。

昭和 年 月 日

住所
氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告 示

◇告 示 生活保護法による指定医療機関からの届出
結核予防法による指定医療機関の辞退

健康保険法による保険医療機関でなくなったもの
健康保険法による保険医でなくなったもの
国民健康保険法による国民健康保険医でなくなったもの
国民健康保険法による療養取扱機関でなくなったもの
鳥獣保護区の存続期間の更新
保安林の解除予定
道路の位置の指定
二級河川の指定
道路交通法による総間の実施

◇公安告示 二級河川の指定
道路交通法による総間の実施

名称	所在地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
岸田医院	久高郡青香町亀尻四六の二	内科、小児科	開設者死亡のため	昭和三十三年十二月二十日
城野医院	鳥取市茶町十	内科、小児科	開設者死亡のため	昭和四十一年一月十三日

鳥取県告示第百十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に

鳥取県告示第百十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一
項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり届出があつたので、同規
則同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗



より、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則
(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。